

特定非営利活動法人日本障害者スキー連盟事務分掌規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本障害者スキー連盟（以下「本連盟」という）の事務分掌について必要な事項を定め、各委員会並びに事務局の責務を明確にすることを目的とする。

（総務委員会）

第2条 総務委員会においては、次の事務を処理する。

- （1） 本連盟の運営計画の立案。
- （2） 職員の採用及び教育、役員に対する研修、労務管理。
- （3） 各種規程の整備。
- （4） 選手委員会の運営支援、選手のセカンドキャリア支援。
- （5） 健全者団体との連携。

（財務委員会）

第3条 財務委員会においては、次の事務を処理する。

- （1） 本連盟の事業計画と予算の執行を管理。
- （2） 財務向上のための寄附金や協賛金の資金管理。
- （3） 事務局における、経理・税務申告業務の精査。

（広報・マーケティング委員会）

第4条 広報・マーケティング委員会においては、次の事務を処理する。

- （1） 本連盟の広報に関する企画・立案及び実施。
- （2） 本連盟のマーケティングに関する企画・立案及び実施。

（法務・倫理委員会）

第5条 法務・倫理委員会においては、次の事務を処理する。

- （1） コンプライアンス推進、コンプライアンス推進のための委員会の開催。
- （2） コンプライアンス違反等の相談窓口、内部通報窓口の設置。
- （3） コンプライアンス・ガバナンス強化のための方策、策定、教育研修の実施。
- （4） 処分手続きの規程策定及び処分に関する委員会の設置。

(アルペン・スノーボード委員会)

第6条 アルペン・スノーボード委員会においては、次の事務を処理する。

- (1) パラアルペン、パラスノーボード競技及び普及の企画・立案。
- (2) 競技力向上及び競技普及のための情報収集及び戦略立案。
- (3) 国際大会、国内大会への選手派遣。
- (4) 代表選手や強化指定選手の選考。
- (5) IPC、INAS、JPC、JSC 等の連携。
- (6) JPC、JSC への事業報告、各種申請、その他関連事、書類作成。
- (7) NTC の活用。
- (8) 競技ルールを検討、普及。
- (9) 競技用具の開発。
- (10) スポーツ医学、専門医の設置、選手の健康管理。
- (11) アンチ・ドーピング活動の実践。

(ノルディック委員会)

第7条 ノルディック委員会においては、次の事務を処理する。

- (1) パラノルディック競技及び普及の企画・立案。
- (2) 競技力向上及び競技普及のための情報収集及び戦略立案。
- (3) 国際大会、国内大会への選手派遣。
- (4) 代表選手や強化指定選手の選考。
- (5) IPC、INAS、JPC、JSC 等の連携。
- (6) JPC、JSC への事業報告、各種申請、その他関連事、書類作成。
- (7) NTC の活用。
- (8) 競技ルールを検討、普及。
- (9) 競技用具の開発。
- (10) スポーツ医学、専門医の設置、選手の健康管理。
- (11) アンチ・ドーピング活動の実践。

(普及委員会)

第8条 普及委員会においては、次の事務を処理する。

- (1) 普及活動の企画・立案、普及イベントの実施。
- (2) 普及のための競技大会の開催。

(選手委員会)

第9条 選手委員会においては、次の事務を処理する。

選手達の意見・要望を集約して常任理事会に提言する。

(アンチ・ドーピング委員会)

第 10 条 アンチ・ドーピング委員会においては、次の事務を処理する。
本連盟内のアンチ・ドーピング活動の企画・立案・実施。

(事務局)

第 11 条 事務局においては、次の事務を処理する。

- (1) JPC、JSC 等への補助金の申請、精算、報告業務。
- (2) IPC、INAS、JPC、JSC 等の連携。
- (3) 各チームの事業及び本連盟の活動に要した費用の精算業務。
- (4) 職員の人事・給与に関する事務、社会保険事務。
- (5) 納税業務。
- (6) 会計・経理帳簿類の作成、管理。
- (7) 所轄官庁への諸報告業務。
- (8) 会員登録、会員証の発行業務。
- (9) 海外・国内遠征の際の選手、スタッフの所属団体への依頼文書の作成、送付。
- (10) 総会、理事会、常任理事会等に関する事務。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付則

この事務所掌規程は、平成 28 年 11 月 26 日から施行する。

平成 28 年 11 月 26 日 制定